

(別 添)

しいたけについてのご質問と回答

販売されている福島県産しいたけを食べてもだいじょうぶですか？

福島県では、露地栽培の原木しいたけ、施設栽培の原木しいたけ、菌床栽培のしいたけ、なめこ、まいたけ、エリンギ、えのきたけ等のきのこが生産されています。これらのきのこで施設栽培されているものや、出荷が制限されていない区域の露地栽培の原木しいたけについては、放射性物質が検出されていないか、規制値以下となっています。

また、福島県では、販売されているしいたけの情報が消費者にわかるように、産地の市町村名や栽培方法を表示することとしています。また、安全なしいたけが流通するよう、県職員の方々等が、適正に表示されているか、出荷が制限されている区域の露地栽培の原木しいたけが流通していないか等について、生産地や流通拠点を巡回して確認することとしています。

なお、福島県で、露地栽培の原木しいたけの出荷が制限されている区域は5月23日時点で、福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）の16市町村です。

福島県の16市町村では、露地栽培の原木しいたけだけが出荷制限されているのはなぜですか？

福島県では、5月22日までに施設栽培の原木しいたけ、菌床しいたけ、なめこ、まいたけ、エリンギ、えのきたけの74件について、放射性物質の検査が行われました。その結果、暫定規制値を超える放射性物質は検出されませんでした。

一方、露地栽培の原木しいたけについては、102件のうち31件（いわき市、伊達市、新地町、飯舘村、福島市、南相馬市、川俣町及び本宮市）から暫定規制値を超える放射性物質が検出されました。露地栽培は、屋外にほだ木（原木にしいたけ菌を植えたもの）を立てかけ、外気や日光に触れさせてしいたけを育てる栽培方法です。このため、露地栽培は、大気中にある放射性物質と接触する可能性が施設栽培よりも高いことが考えられます。こうした調査の結果を受けて、原子力安全委員会の助言を得て4月13日、4月18日及び4月25日に出荷が制限されたものです。このうち、放射性物質が暫定規制値を下回るようになったため、4月25日にいわき市、5月16日に新地町、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く。）、5月23日に川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く。）について出荷制限が解除されました。5月23日現在では、福島県の16市町村が出荷制限されております。

福島県においては今後、露地栽培、施設栽培に関わらず、また出荷が制限されていない

区域についても、しいたけ等の放射性物質の検査を行い、その結果については、その都度公表されることとなっております。

出荷制限の解除については、出荷が制限されている区域において、約1週間毎に検査して、3回連続で放射性物質が一定水準を下回った場合に、原子力災害対策本部において、出荷制限を解除するかどうかの判断がなされます。出荷制限の解除後も、約1週間ごとに検査を実施することとしています。

(栽培の様子)

露地栽培の原木しいたけ



施設栽培の原木しいたけ



菌床しいたけ



注：イメージ写真